CCSBT-EC/0610/01

第13回年次会合拡大委員会

2006年10-13日 日本、宮崎

議題案

- 1. 開会
 - 1.1. 第 13 回年次会合における拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. その他の国及び団体

オープニング・ステートメントは会合の公式記録に盛り込まれる。事務局に電子ファイルを提供することが求められている。

2. 事務局からの報告

事務局長は、前年の事務局の活動について報告書を提出する。新事務局長が会合に出席し、メンバーに紹介することとなる。

3. CCSBT に関する機密事項の取り扱い

日本がこの議題を指定している。拡大委員会にとって、より強固な機密を 確保するために議論することが必要と考えられる。

議題項目22.と関連する。

- 4. 財政と運営
 - 4.1 財政運営委員会からの報告
 - 4.2 財政問題の討議

財政運営委員会は、2006年修正予算案及び2007年予算案と2007年提示予 算案を検討するために召集・設置される。委員会は、拡大委員会が承認す るための予算案を勧告する。

オーストラリアは本議題に副議題項目4.2を求めた。

- 5. 遵守
 - 5.1 遵守委員会からの報告
 - 5.2 取締り、管理、監視の集約

遵守委員会議長は、2006 年 10 月 8 日から 9 日に行われた第 1 回遵守委員 会会合の報告書を提出する。

オーストラリアは、議題項目 9.2、10、11、12 及び 13 は副議題の議論と関連すると示唆している。

6. みなみまぐろ漁業のレビュー

拡大委員会の合意に基づき、各メンバーは全てのSBT 死亡情報を含む、 前漁期のSBT 漁業活動の報告を行う。

7. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会議長は、2006 年9 月の拡大科学委員会の報告書を提出する。報告書は、SBT 資源の現状に対しての管理勧告を含み、拡大委員会による議題項目9 の審議で取り扱われる。

8. 生態学的関連種作業部会からの報告

2006 年 2 月に行われた生態学的関連種作業部会の報告書は、今次会合で 検討される。報告書は議長を務めた台湾によって提出される。

- 9. 総漁獲可能量(TAC)及びその配分
 - 9.1. 総漁獲可能量(TAC)及びその配分
 - 9.2. その他の措置
 - 9.3. 管理手続き

条約は、委員会がTAC並びにメンバー及び協力的非加盟国に対する国別 割当量を設定することを定めている。本議題項目を整理するために、拡大 委員会は、資源状況に関する拡大科学委員会の助言及び日本市場とオース トラリア蓄養における不調和の分析を得ることが出来る。

メンバーは、SBT 漁業にとって相応しいと考えられる管理措置について議論する機会を与えられる。

日本は、副議題項目9.2 において、個々の漁獲されたSBT に標識をつけるという標識制度について提案する。

10. 漁獲証明スキーム

ニュージーランドが本件を提案している。本件を提案するにあたり、ニュージーランドは、「CCSBT12において、メンバーによって、包括的な漁獲証明スキーム(CDS)の必要性の議論がなされた。技術ワーキンググループは、拡大委員会に対しCCSBT CDSの原則について報告を行い、原則が採択された。システムを導入する前にデモンストレーションが必要であるとするメンバーあるように、CCSBT CDSの更なる開発についての合意は形成されていない。強

固な報告と監視体制がCCSBTの役目であるとすると、拡大委員会にとって、 包括的なCDSの早期導入について検討することは妥当なことである。」と説 明している。

11. 国別割当における過剰漁獲と過小漁獲の管理

今次会合では国別割当における過剰漁獲と過小漁獲の管理のためのメカニ ズムについて考察する。本件は2006年7月の特別会合で見送られた。台 湾による提案である。

12. クォータ・トレーディング

CCSBT12 において、韓国はCCSBT13 で審議するためのクォータ・トレーディングに関する検討資料を提供することを表明した。韓国は本議題の議論をリードする。

13. 国際オブザーバー計画

CCSBT12 において、事務局がCCSBT13 で審議するための国際オブザーバー計画に関する資料を準備することが合意された。事務局長はメンバーの議論のため事務局作成資料の報告を行う。

14. インドネシアの漁獲監視

オーストラリアが本件の追加を求めた。オーストラリアは、2006 年に SBT 漁獲の大部分が水揚げされたインドネシアにおける漁獲監視を引き受けており、拡大委員会に対し2007 年にダイレクト・ファンドの検討することを要求している。CCSBT12 の議題としても取り上げられ、全てのメンバーが委員会にとって極めて重要な責務であるということに合意した。

15. 協力的非加盟国

協力的非加盟国の位置づけに関する決議に照らし、協力的非加盟国の過去 1年間の状況をレビューし、その位置づけの継続について検討する。事務 局の報告書はこの議題の議論の補助に役立てられる。

南アフリカはCCSBT13 に協力的非加盟国として初めて参加する。

16. CCAMLR との関係

この議題は2006 年7 月の特別会合で見送られた。CCSBT によりSBT 漁獲を許可された漁船がCCAMLR 条約水域で操業する際のCCAMLR への協力に関する提案について議論する。

17. 非加盟国との関係

- 17.1. インドネシア
- 17.2. EU
- 17.3. その他の国

この議題では確認されている国に関し議論する。事務局の報告書はこの議 題の議論の補助に役立てられる。

18. 行動計画

事務局は簡単な報告を行う。行動計画はどの国にも有効となっていない。

19. 調査死亡量枠(RMA)

この議題においてメンバーは2007年の各国の研究活動に必要なRMAの承認を要求する。

20. 他の機関との活動

事務局長は他機関との前年の交流活動状況及び2007 年の活動案について 報告する。

21.2007年の作業計画

事務局は他の CCSBT の会合結果を踏まえた 2007 年作業計画及び予定表、 開催予定地を提案する。作業計画は CCSBT13 において拡大委員会の決定 を踏まえ調整される。

22. 委員会文書の機密性

拡大委員会は第13回年次会合に関する文書の利用可能性の制限について 正式に合意しなければならない。利用可能性の制限について合意しない限 り、拡大委員会として継続している決定は全ての文書がパブリックドメイ ンに置かれるということである。

- 23. その他の事項
- 24. 閉会
 - 24.1. CCSBT 14 の議長及び副議長の選定
 - 24.2. 会合報告書の採択
 - 24.3. 閉会